○四国地方整備局告示第96号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 20 年 10 月 31 日

四国地方整備局長 木村 昌司

- 第1 起業者の名称 愛媛県
- 第2 事業の種類 県道岩城弓削線道路改築工事(上島架橋事業・愛媛県越智郡上島町生 名地内)
- 第3 起業地
 - 1 収用の部分 愛媛県越智郡上島町生名地内
 - 2 使用の部分 愛媛県越智郡上島町生名地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県越智郡上島町生名地内の320mの区間(以下「本件区間」という。)に施行する「県道岩城弓削線改築工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道岩城弓削線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定により愛媛県知事が県道に認定した路線であり、本件事業の起業者である愛媛県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- 3 法第20条第3号の要件への適合性
 - (1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県越智郡上島町岩城地内の県道岩城環状線との接続点を起点とし、 生名島、佐島を経由して、弓削島に上陸後、同町弓削地内の県道弓削島循環線との 接続点を終点とする延長約6.1kmの路線である。

本路線は、瀬戸内海のほぼ中央部、愛媛県と広島県の県境に位置する離島のみで

構成される上島町のうち弓削島、佐島、生名島及び岩城島を3つの長大橋で結ぶ路線であり、離島間の陸上交通路を形成する重要な路線である。

本路線が存する愛媛県越智郡上島町は、平成16年に弓削町、生名町、岩城村及び 魚島村の1町3村が合併した町であり本路線の沿線には、松原海水浴場、国民宿舎 ゆげロッジといった観光施設やいきなスポレク公園といった公共施設も点在してお り観光、スポーツ合宿や研修などに利用されている。

また、現在、佐島と生名島を結ぶ交通機関は、定期船等の海上交通のみであるが、 平成21年度には、両島を結ぶ生名橋が供用されることにより既に供用されている弓 削島と佐島を結ぶ弓削大橋と併せて悪天候等に左右されない陸上ルートが確保され ることとなる。

しかしながら、本路線のうち愛媛県越智郡上島町生名地内の町道南環状線との接続点から生名橋との接続点までの延長320mの区間(以下「本件区間」という。)は、曲線半径7.8mの屈曲箇所をはじめ道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める曲線半径の基準を満足していない箇所が3箇所存在し、道路の幅員も5.4mの区間をはじめ局部的に幅員が狭小な区間がある等、車両の安全で円滑な交通が阻害されている。

また、本件区間は、歩道が未整備であるため、歩行者等の安全かつ円滑な交通が確保されていない。

さらに、生名橋の供用に伴い増大する自動車、歩行者等に対応するアクセス道路 としての機能も充分発揮できない状況となっている。

本件事業の完成により、道路幅員9.25mの2車線道路が整備され、円滑で安全な自動車交通が図られ、歩行者等と自動車の交通が分離されることにより、歩行者等の安全な通行が確保される。

また、平成21年度に供用が予定されている佐島と生名島を結ぶ生名橋へのアクセス道路としての機能も確保できることとなる。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意に検討を行ったところ、環境基準等を満足していると判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するもの と認められる。

(2) 失われる利益

上記の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本路線の安全かつ円滑な交通の確保を目的とし、道路構造令(昭和45年政令第320号)第3種第4級の規格に基づき、現道拡幅により2車線の道路に改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間のルートとしては両側ルート案(申請案)のほかに、山側ルート 案及び海側ルート案が検討されている。

申請案と他の2案を比較すると、山側ルート案と比べ海岸部の埋立が必要となり、海側ルート案と比べ取得面積は多くなるものの、支障となる家屋はなく、事業費が最も低廉であることから経済性に優れていることなど、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況であり、平成21年度に供用が予定されている生名橋へのアクセス道路としての機能を有することから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令の規格に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本件事業により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県上島町役場弓削総合支所